

## 森林整備地域活動支援交付金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者及び市町村による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる境界の明確化を行う「森林境界の明確化」、所有者不明森林の所有者探索・確認を行う「森林所有者の探索」、森林経営計画の作成や境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」並びに交付金の適正かつ円滑な交付の促進に資する「推進事務」を支援するため、市町村が林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づいて行う森林整備地域活動支援交付金事業（以下「交付金事業」という。）に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 交付金の交付対象となる経費及び交付額又は交付率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による交付金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告等)

第5 規則第12条第1項の規定による交付金事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

- 2 市町村長は、交付金事業完了後、当該年度内に第1項の規定による交付金事業実績報告書を提出できないときは、別記様式第5号による事業完了報告書を速やかに知事に提出するものとする。

(交付金等の交付方法)

第6 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付金事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は別記様式第6号によるものとする。

(交付金等の返還)

第7 市町村長は、国実施要領別表2のIの2の1（以下、「国実施要領基準」という。）の(2)の⑥の規定により、交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第7号の1により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。

なお、廃止前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知。以下「地域活動支援交付金実施要領」という。）に基づいて、締結された協定については、(1)から(4)のとおりとする。

おって、廃止前の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「促進対策交付金実施要領」という。）に基づいて締結された協定については、(5)のとおり

とする。

- (1) 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林整森第 285 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域活動支援交付金実施要領に基づき、平成 25 年度に締結された協定（平成 24 年度に締結され、かつ、平成 25 年度までに変更されたものを含む。）については、改正前の地域活動支援交付金実施要領（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林政経第 320 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の(8)及び第 5 の 2 の(8)の規定により、森林整備地域活動支援交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第 7 号の 2 により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。
- (2) 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 林整森第 225 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域活動支援交付金実施要領に基づき、平成 26 年度に締結された協定（平成 24 年度に締結され、かつ、平成 26 年度までに変更されたものを含む。）については、改正前の地域活動支援交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林政経第 285 号農林水産事務次官依命通知）4 の 2 の(8)、第 5 の 2 の(8)及び第 6 の 2 の(7)の規定により、森林整備地域活動支援交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第 7 号の 3 により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。
- (3) 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 林整森第 328 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域活動支援交付金実施要領に基づき、平成 27 年度に締結された協定（平成 26 年度に締結され、かつ、平成 27 年度までに変更されたものを含む。）及び平成 28 年度に締結された協定（平成 27 年度に締結され、かつ、平成 28 年度までに変更されたものを含む。）については、改正前の地域活動支援交付金実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 林政経第 225 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の(8)、第 5 の 2 の(8)及び第 6 の 2 の(7)の規定により、森林整備地域活動支援交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第 7 号の 4 により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。
- (4) 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 林整森第 328 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の地域活動支援交付金実施要領に基づき、平成 30 年度までに締結された協定については、改正後の地域活動支援交付金実施要領第 4 の 2 の(8)、第 5

- の2の(8)及び第6の2の(7)の規定により、交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第7号の5により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。
- (5) 促進対策交付金実施要領に基づき、締結された協定については、促進対策交付金実施要領別表1のIの2の1の(2)の⑥の規定により、森林整備地域活動支援交付金の返還の措置を講じた場合は、速やかに別記様式第7号の6により返還届出書を知事に提出し、返還された交付額のうち県が交付した額について知事に返還するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第8 第3第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした事業実施主体は、第5第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数)

- 第9 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

(書類の経由)

- 第10 市町村長がこの要綱により提出する書類は、全て所轄の地方振興事務所(地域事務所を含む。)を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月9日から施行し、平成14年度予算に係る交付金等に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月11日から施行し、平成19年度予算に係る交付金等に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行し、平成 21 年度予算に係る交付金等に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 25 日から施行し、平成 21 年度予算に係る交付金等に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 12 日から施行し、平成 22 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 11 日から施行し、平成 23 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 3 月 16 日から施行し、平成 23 年度 2 月補正予算及び平成 24 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 10 日から施行し、平成 25 年度予算に係る交付金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 13 日から施行し、平成 26 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行し、平成 29 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 24 日から施行し、令和元年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行し、令和 4 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行し、令和 5 年度予算に係る交付金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金等に係る予算が成立した場合に、当該交付金等にも適用するものとする。

別表

事業区分	事業メニュー	事業実施主体	事業内容	交付対象経費	交付額 又は 交付率	重要な変更	
						経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
森林整備 地域活動 支援対策	1 森林経営 計画作成 促進	地域活動の 着実な推進 を図るため 市町村長と 締結する協 定に基づき 地域活動及 び市町村	国実施要領基準の規定に基づく次の事業 (1) 森林情報の収集 (2) 森林調査 (3) 合意形成活動	国実施要領 別紙2の1 の2の1の メニューに 規定される 経費	対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（国実施要領基準(2)の①のア及び③のアの(ア)に規定される）の面積に、下記交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。  ①経営委託型 28,500円/ヘクタール ②共同計画型 6,000円/ヘクタール ③間伐促進 22,500円/ヘクタール （上記交付単価は国費、県費の合計による）  なお、不在村森林所有者に対し合意形成活動を行った場合、上記交付単価に積算基礎森林1ha当たり10,500円を加算する（不在村森林所有者加算）。	-	交付金交付額 の増又は 30%を超える 減
	2 森林境界 の明確化		国実施要領基準の規定に基づく次の事業 (1) 森林境界の測量 (2) 森林境界案の作成		対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（国実施要領基準(2)の①のイ及び③のイの(ア)に規定される）の面積に、下記交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。  ④森林境界測量 33,750円/ヘクタール ・加算対象 (1) 精度向上加算 性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等を結合させる測量を行った場合には、加算対象となる森林に対し、7,500円/ヘクタールを加算する。 (2) リモートセンシングデータ（以下「リモセン」という。）加算 リモセンを活用し境界確定を実施した際は、④の、加算対象となる森林に対し、12,750円/ヘクタールを上記交付単価に加算する。 ただし、精度向上加算との併用はできないものとする。 (3) 不在村森林所有者加算 不在村森林所有者が現地立会を行った場合は、交付単価に9,750円を加算する。 ただし、森林経営計画作成促進に係る不在村森林所有者加算を適用する森林には適用しないととも、⑤の森林境界案の作成に取り組む森林を除くものとする。  ⑤森林境界案の作成 30,000円/ヘクタール		
	3 森林所有 者の探索		国実施要領基準の規定に基づく次の事業 森林所有者の探索		対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（国実施要領基準(2)の①のウ及び③のウの(ア)に規定される）の面積に、下記交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。  ⑥森林所有者の探索 3,750円/ヘクタール		
	4 森林経営 計画作成 促進・森 林境界の 明確化に 向けた条 件整備		事業メニュー 欄1及び 2の協定に 基づき地 域活動及 び市町 村		事業メニュー欄1及び2の活動を行うため必要となる作業路網の簡易な改良で、国実施要領基準(2)①のエ及び③のエの(ア)の規定に基づくもの		
推進事務	市町村推進 事務事業	市町村	国実施要領基準(2)の④の規定に基づいて市町村が行う事務に要する次の経費 1 推進等費 2 確認事務費 3 交付事務費	国実施要 領基準(2)の ④のウの (ア)に規定 される経費	森林整備地域活動支援対策事業メニュー欄1から4までに要した交付金の合計額（市町村で要する経費の合計）の2%以内	事業内容の 欄に掲げる 1～4の経 費間の30% を超える増 減	事業費の減

※事業メニュー欄1に規定される経営計画作成促進の対象となる森林は、森林経営計画の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、当該年度に計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に実施されていない森林をいう。

※事業メニュー欄1及び2に規定される不在村森林所有者とは、居住地が、対象森林が所在する市町村と異なり、かつその居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林の所有者とする。

※事業メニュー欄2に規定されるリモセンを活用し境界確定を実施した加算対象森林は、森林境界の測量を行う森林において、境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳地図その他必要な情報を収集・解析し、境界案を作成（書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。

※事業メニュー欄2に規定される森林境界案の作成の対象となる森林は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報を収集・分析を行い、境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）の確認を行う森林をいう。

※事業メニュー欄3に規定される森林所有者の探索の対象となる森林は、林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林をいう。

別記様式第1号

年度森林整備地域活動支援交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年度において森林整備地域活動支援交付金事業を下記により実施したので、補助金等交付規則第3条の規定により、森林整備地域活動支援交付金 円を交付されるよう申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費配分  
別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算  
別紙2のとおり
- 5 その他
  - (1) 事業実施計画書  
(森林整備地域活動支援事業事務取扱要領第2第1項によるもの。)
  - (2) 環境負荷低減チェックシート
  - (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

年度森林整備地域活動支援交付金事業変更承認申請書

番  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定通知のありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の事業の内容及び経費の配分  
別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算  
別紙2のとおり
- 5 添付書類  
事業実施計画書(変更)  
(森林整備地域活動支援事業事務取扱要領第2第1項によるもの。)

(注) 変更事項ごとに交付金等の交付申請書の様式により上段に当初計画、下段に変更計画を記載すること。

別記様式第3号

年度森林整備地域活動支援交付金事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知  
のありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のと  
おり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

別記様式第4号

年度森林整備地域活動支援交付金事業実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定通知の  
ありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のと  
おり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により報告します。  
(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費配分  
別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算  
別紙3のとおり
- 4 振込先口座（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
  - (1) 金融機関：
  - (2) 支店名：
  - (3) 預金種目：
  - (4) 口座番号：
  - (5) 受取人名義： (ヨミガナ： )
- 5 添付書類
  - (1) 事業実施計画書（実績）  
(森林整備地域活動支援事業事務取扱要領第2第1項によるもの。)
  - (2) 環境負荷低減チェックシート
  - (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第5号

年度森林整備地域活動支援交付金事業完了報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定通知の  
ありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のとおり  
完了したので報告します。

記

1 事業の内容

(1) 事業実施計画書(実績)

(森林整備地域活動支援事業事務取扱要領第2第1項によるもの。)

(2) 事業完了年月日 年 月 日

(3) 交付金の交付決定額及びその精算額 (単

位:円)

交付金 交付決定額	精算事業 費総額	精算 交付金額	既受領 交付金額	差引交付金 未受領 額	備考

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書類

環境負荷低減チェックシート

別記様式第6号

年度森林整備地域活動支援交付金概算払申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定通知の  
ありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のとおり  
り金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業費	交付金	既受領額	今回請求額	残 額	備 考

1 概算払いを請求する理由

2 振込先口座

- (1) 金融機関：
- (2) 支店名：
- (3) 預金種目：
- (4) 口座番号：
- (5) 受取人名義：

(ヨミガナ： )

別記様式第7号の1

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号により交付を受けた 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部につき、下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由、経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る積算基礎森林面積(ha)	人天別	林齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分		面積 (ha)		交付金交付額	
		返還前	返還後	返還前	返還後
森林経営 計画作成 促進	経営委託	[     ]	[     ]		
	共同計画 等	[     ] (     )	[     ] (     )		
	間伐促進	[     ] (     )	[     ] (     )		
	計	[     ] (     )	[     ] (     )		
森林境界 の明確化	森林境界 の確認	<b>【     】</b> [     ] (     )	<b>【     】</b> [     ] (     )		
	森林境界 案の作成				
	計	<b>【     】</b> [     ] (     )	<b>【     】</b> [     ] (     )		
森林所有者の探索					
森林経営 計画作成 促進・森 林境界の 明確化に 向けた条 件整備	森林経営 計画作成 促進				
	森林境界 の明確化				
	計				
合 計					

- 注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。
- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、国実施要領基準(2)の③のアの(ア)のbの(b)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 ( ) 書内数で、国実施要領基準(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [ ] 書内数で記載する。
- 3 「森林境界の明確化」における「面積」欄について、国実施要領基準(2)の③のイの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 ( ) 書内数で、国実施要領基準(2)の③のイの(イ)のcの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [ ] 書内数で、国実施要領基準(2)の③のイの(イ)のdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 【】 書内数で記載する。

#### 4 返還による協定締結状況の変化

- (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化  
(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (2) 「森林境界の明確化」に係る協定締結状況の変化  
(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (3) 「森林所有者の探索」に係る協定締結状況の変化  
(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (4) 「森林経営計画作成・境界の明確化に向けた条件整備」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

5 返還による支出別内訳の変化

(単位：件)

区 分	返 還 前	返 還 後	備 考
交 付 金			
市 町 村 費			
計			

別記様式第7号の2

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号により交付を受けた  
年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部につき、下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由、経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る積算基礎森林面積(ha)	人天別	林齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分			面 積 (ha)		交付金交付額(円)	
			返還前	返還後	返還前	返還後
森林経営計画作成促進	経営委託	境界不明瞭				
		境界明瞭				
	共同計画等		( )	( )		
	計		( )	( )		
施業集約化の促進	間伐 (境界不明瞭)		( )	( )		
	間伐 (境界明瞭)		( )	( )		
	計		( )	( )		

注1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。

2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄には、平成25年3月29日に改正された地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段( )書内数で記載する。

3 「施業集約化の促進」の「面積」欄には、平成25年3月29日に改正された地域活動森交付金実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段( )書内数で記載する。

### 4 返還による協定締結状況の変化

#### (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

(2) 「施業集約化の促進」に係る協定締結状況の変化  
(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

5 返還による支出別内訳の変化

(単位：円)

区 分	返 還 前	返 還 後	備 考
交 付 金			
市 町 村 費			
計			

別記様式第7号の3

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県(林振)指令第 号により交付を受けた  
年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部につき、下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由、経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る積算基礎森林面積(ha)	人天別	林齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分			面 積 (ha)		交付金交付額 (円)	
			返還前	返還後	返還前	返還後
森林経営計画 作成促進	経営 委託	境界不明瞭	【    】 [    ]	【    】 [    ]		
		境界明瞭	[    ]	[    ]		
	共同計画等		【    】 [    ] (    )	【    】 [    ] (    )		
	計		【    】 [    ] (    )	【    】 [    ] (    )		
施業集約化の 促進	間伐 (境界不明瞭)		(    )	(    )		
	間伐 (境界明瞭)		(    )	(    )		
	計		(    )	(    )		
森林経営計画 作成・施業集約 化に向けた条 件整備	積算基礎森林(1)					
	積算基礎森林(2)					
	積算基礎森林(3)					
	計					

- 注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。
- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄には、平成26年4月1日に改正された地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段( )書内数で、同地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [ ] 書内数で、同地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のウの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段【】書内数で記載する。
- 3 「施業集約化の促進」の「面積」欄には、同地域活動森交付金実施要領実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段( )書内数で記載する。
- 4 積算基礎森林(1)～(3)は、同地域活動森交付金実施要領第6の2の(6)のウの表中の(1)～(3)に定める交付単価が適用される森林とする。

#### 4 返還による協定締結状況の変化

##### (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

##### (2) 「施業集約化の促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

##### (3) 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

5 返還による支出別内訳の変化

(単位：円)

区 分	返 還 前	返 還 後	備 考
交 付 金			
市 町 村 費			
計			

別記様式第7号の4

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県(林振)指令第 号により交付を受けた年 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部につき、下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由、経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る積算基礎森林面積(ha)	人天別	林齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分		面 積 (ha)		交付金交付額 (円)		
		返還前	返還後	返還前	返還後	
森林経営計画 作成促進	経営 委託	「森林境界の確 認」あり	【    】 [    ]	【    】 [    ]		
		「森林境界の確 認」なし	[    ]	[    ]		
	共同 計 画 等	「森林境界の確 認」あり	【    】 [    ] (    )	【    】 [    ] (    )		
		「森林境界の確 認」なし	[    ] (    )	[    ] (    )		
計		【    】 [    ] (    )	【    】 [    ] (    )			
施業集約化の 促進		「森林境界の確認」 あり	(    )	(    )		
		「森林境界の確認」 なし	(    )	(    )		
	計		(    )	(    )		
森林境界の確認						
森林経営計画 作成・施業集約 化に向けた条 件整備	積算基礎森林(1)					
	積算基礎森林(2)					
	積算基礎森林(3)					
	計					

注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。

2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段〔〕書内数で、地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段【】書内数で記載する。

3 「施業集約化の促進」の「面積」欄は、地域活動森交付金実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段〔〕書内数で記載する。

4 積算基礎森林(1)～(3)は、地域活動森交付金実施要領第7の2の(6)のウの表中の(1)～(3)に定める交付単価が適用される森林とする。

#### 4 返還による協定締結状況の変化

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

(2) 「施業集約化の促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

(3) 「森林境界の確認」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

(4) 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

5 返還による支出別内訳の変化

(単位：円)

区 分	返 還 前	返 還 後	備 考
交 付 金			
市 町 村 費			
計			

別記様式第7号の5

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県(林振)指令第 号により交付を受けた  
年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部  
につき、下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由、経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る 積算基礎森 林面積(ha)	人天別	林 齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分		面 積 (ha)		交付金交付額(円)	
		返還前	返還後	返還前	返還後
森林経営計画 作成促進	経営委託	【   】 [    ]	【   】 [    ]		
	共同計画等	【   】 [    ] (    )	【   】 [    ] (    )		
	計	【   】 [    ] (    )	【   】 [    ] (    )		
施業集約化の促進		(    )	(    )		
森林境界の 明確化	森林境界の確認	{    }	{    }		
	森林境界の測量	{    }	{    }		
	計	{    }	{    }		
森林経営計画 作成・施業集 約化条件整備	森林経営計画作 成推進				
	施業集約化の促 進				
	森林境界の明確 化				
	計				
合 計					

- 注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。
- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 ( ) 書内数で、地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [ ] 書内数で、地域活動森交付金実施要領第4の2の(7)のウの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 【】 書内数で記載する。
- 3 「施業集約化の促進」の「面積」欄は、地域活動森交付金実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 ( ) 書内数で記載する。
- 4 「森林境界の明確化」における「面積」欄について、地域活動森交付金実施要領第6の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 {} 書内数で記載する。

#### 4 返還による協定締結状況の変化

- (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (2) 「施業集約化の促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (3) 「森林境界の明確化」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

- (4) 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

5 返還による支出別内訳の変化

(単位：円)

区 分	返 還 前	返 還 後	備 考
交 付 金			
市 町 村 費			
計			

別記様式第7号の6

森林整備地域活動支援交付金返還届出書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号により交付を受けた  
年度森林整備地域活動支援交付金事業について、交付金の一部につき、  
下記のとおり返還したいので届出ます。

記

1 事由等  
(理由, 経緯等)

2 返還が生じた場所と森林の状況

番号	森林の所在		返還に係る 積算基礎森 林面積(ha)	人天別	林 齢	交付対象者	備考
	字(大字)	地番等					
計							

注 森林の所在のうち地番等については、林小班でも可。  
返還に係る積算基礎森林面積は、小数点以下第2位まで記入する。  
返還対象年度が複数年になる場合は、該当年度を備考欄に記入する。

### 3 返還が生じる協定内の交付実績の変化

#### (1) 対象協定名

#### (2) 返還による積算基礎森林面積及び交付額の変化

区 分		面積 (ha)		交付金交付額	
		返還前	返還後	返還前	返還後
森林経営 計画作成 促進	経営委託	【     】	【     】		
		[     ]	[     ]		
	共同計画 等	【     】	【     】		
		[     ]	[     ]		
		(     )	(     )		
	間伐促進	【     】	【     】		
		[     ]	[     ]		
		(     )	(     )		
	計	【     】	【     】		
		[     ]	[     ]		
		(     )	(     )		
森林境界 の明確化	森林境界 の確認	{     }	{     }		
	森林境界 の測量	{     }	{     }		
	計	{     }	{     }		
森林経営 計画作成 促進・森林 境界の 明確化に 向けた条 件整備	森林経営 計画作成 促進				
	森林境界 の明確化				
	計				
合 計					

- 注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入する。
- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、促進対策交付金実施要領別表1のIの2の1の(2)の①のウの(イ)の④に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段〔〕書内数で、促進対策交付金実施要領別表1のIの2の1の(2)の①のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段【】書内数で記載する。
- 3 「森林境界の明確化」における「面積」欄について、促進対策交付金実施要領別表1のIの2の1の(2)の②のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段{}書内数で記載する。

#### 4 返還による協定締結状況の変化

##### (1) 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

##### (2) 「森林境界の明確化」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

##### (3) 「森林経営計画作成・境界の明確化に向けた条件整備」に係る協定締結状況の変化

(単位：件)

協定締結数	
返還前	返還後

#### 5 返還による支出別内訳の変化

(単位：円)

区分	返還前	返還後	備考
交付金			
市町村費			
計			

別記様式第 8 号

年度森林整備地域活動支援交付金事業に係る  
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 号  
日

宮城県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号により交付を受け  
た 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のとおり  
報告します。

記

- 1 補助金等交付規則第 13 条の交付金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した当該交付金に係る  
消費税及び地方消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した  
当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 金 円
- 4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円